

社会福祉法等施行全国課長会議

説 明 資 料

平成12年6月6日(火)

厚生省 社会・援護局

目 次

1	地域福祉権利擁護事業について	(②イ関係)	-----	1
2	福祉サービスに関する苦情解決事業について	(②カ関係)	-----	12
3	社会福祉法人審査基準・定款準則等の改正について	(③エ関係)	-----	32
4	社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査の見直し	(③オ関係)	-----	39
5	福祉サービスの第三者評価事業について	(③カ関係)	-----	48
6	社会福祉法人会計基準について	(③キ関係)	-----	70
7	社会福祉施設等の財産処分承認手続の簡素化について	(③ク関係)	-----	273
8	地域福祉計画	(④ケ関係)	-----	282
9	福祉人材の養成確保について	(④コ関係)	-----	286
10	社会福祉施設整備費の追加協議	(④サ関係)	-----	294

地域福祉権利擁護事業について

① 事業概要

ア) 痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な者が自立した地域生活が送れるよう福祉サービスの利用援助を行うことにより、その者の権利擁護に資することを目的としたもの。

イ) 契約内容や本人の意思能力等の確認を行う「契約締結審査会」及び適正な運営を確保するための監督を行う第三者的機関である「運営適正化委員会」を設置することにより、契約による事業の信頼性や的確性を高め、利用者が安心して利用できる仕組みとする。

② 具体的な事業の仕組み

ア) 対象者

痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力が一定程度あるが十分ではないことにより自己の能力で様々なサービスを適切に利用することが困難な者。

イ) 援助の内容

- ・ 地域での生活を営むのに不可欠な福祉サービスの利用等を援助する。
- ・ 利用者の参加を得て作成する「支援計画」に基づき、実施主体が本人と利用契約を締結し、個々の契約内容に基づいた援助を生活支援員が行う。

援助内容の例示

《福祉サービスの利用援助》

- ・ 情報提供、助言
- ・ 手続きの援助
(申込み手続き同行・代行、契約締結)
- ・ 福祉サービス利用料の支払い等

※なお、実施主体の判断により、利用者の状況に応じて、日常的金銭管理等を行う。

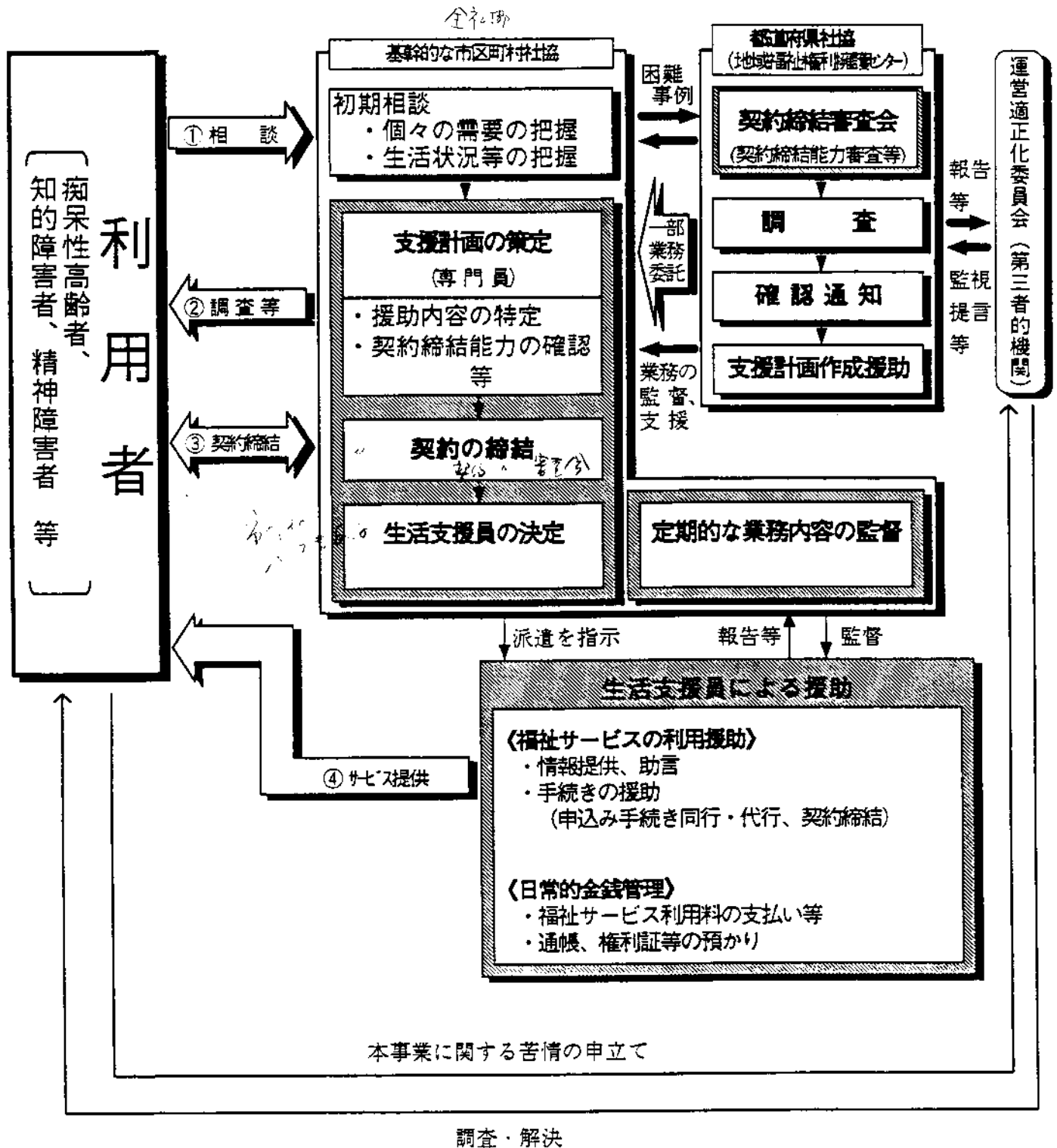
ウ) 専門員、生活支援員

社会福祉士、精神保健福祉士等

(参考)

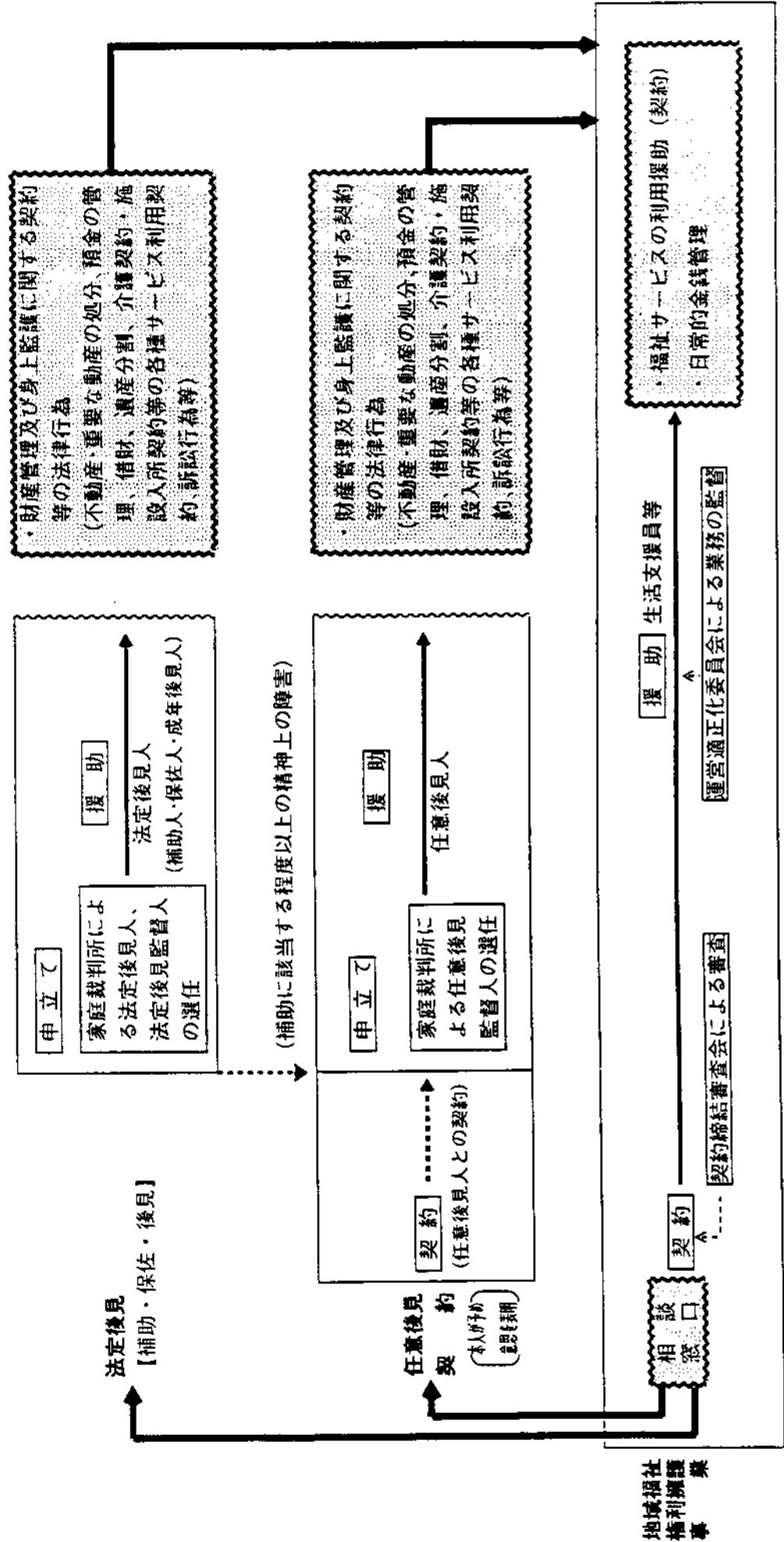
- 平成11年度予算額 平成12年度予算額
958百万円 → 1,872百万円 (平年度化による増)
- 実施主体 都道府県社会福祉協議会(47都道府県)
(利用者の利便性を考慮し、窓口業務は基幹的な市区町村社協、社会福祉法人、公益法人などで行う。)
- 実施時期 平成11年10月

地域福祉権利擁護事業の実施方法



成年後見制度と地域福祉権利擁護事業

援助の範囲



地域福祉権利擁護事業の実施状況について

地域福祉権利擁護事業の実施状況について厚生省が各都道府県に照会し、集計したものである。

(調査対象期間：平成12年4月末日まで)

番号	項 目	件数・人数
1	相談・問合せ件数	17,087 件
2	契約締結件数 (契約の内容の例) ・介護保険における福祉サービス利用援助 ・行政による福祉サービス利用援助 ・ボランティアによる福祉サービス利用援助 ・公共料金、税金等の支払い援助 ・預貯金の払戻し等の援助 ・預貯金通帳の預かり ・印鑑の預かり	426 件
3	契約準備件数	197 件
4	契約締結件数と契約準備件数の合計件数 (2 + 3)	623 件

「地域福祉権利擁護事業」実施状況調査（平成11年10月から12年4月末日までの実績）

（単位：件）

県 名	相談・問い合わせ						契約締結				契約準備				契約締結 の合計
	本事業の利用に関する事				その他	合 計									
	痴呆症 高齢者	知的 障害者	精神 障害者	不 明			痴呆症 高齢者	知的 障害者	精神 障害者	合 計	痴呆症 高齢者	知的 障害者	精神 障害者	合 計	
1 北海道	180	57	40	36	391	704	4	2	0	6	0	3	0	3	9
2 青森県	31	5	6	24	156	222	4	0	0	4	7	0	0	7	11
3 岩手県	174	131	34	0	13	352	10	4	0	14	2	1	1	4	19
4 宮城県	21	14	18	37	250	340	1	1	1	3	4	1	0	5	9
5 秋田県	46	5	7	0	35	93	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 山形県	99	25	24	36	684	849	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 福島県	33	8	4	1	7	53	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 茨城県	10	4	3	0	61	78	2	0	0	2	0	2	0	2	4
9 栃木県	295	75	36	0	179	585	18	2	1	21	1	0	0	1	22
10 群馬県						104	0	0	0	0	1	0	0	1	1
11 埼玉県	54	11	25	0	16	106	1	0	0	1	0	0	1	1	2
12 千葉県						586	7	0	1	8	2	0	0	2	10
13 東京都	645	120	579	0	638	1,980	1	0	0	1	4	0	0	4	5
14 神奈川県						2,888				133	27	3	3	33	166
15 新潟県	282	62	32	0	423	799	0	1	0	1	16	6	4	26	27
16 富山県	14	0	3	1	16	34	2	0	1	3	1	0	0	1	4
17 石川県	41	7	3	4	28	83	1	0	0	1	1	0	0	1	2
18 福井県						685	1	2	0	3	0	0	0	0	3
19 山梨県	41	12	6	9	98	166	7	3	2	12	4	2	0	6	18
20 長野県	49	14	13	0	156	232	1	2	0	3	0	0	1	1	4
21 岐阜県	45	10	11	4	16	86	5	0	0	5	3	0	1	4	9
22 静岡県	117	28	25	4	61	235	2	0	0	2	0	0	0	0	2
23 愛知県	674	159	61	0	0	894	4	0	0	4	36	5	0	41	45
24 三重県	84	25	30	14	7	160	6	0	2	8	3	2	0	5	13
25 滋賀県	4	6	3	9	43	65	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26 京都府	19	15	9	22	3	68	0	0	0	0	1	0	0	1	1
27 大阪府	461	181	410	11	525	1,588				119	4	0	0	4	123
28 兵庫県	272	64	71	316	155	878	4	0	0	4	2	0	0	2	6
29 奈良県	18	5	4	20	1	48	1	0	0	1	0	0	0	0	1
30 和歌山県	39	7	3	12	0	61	0	0	0	0	2	0	0	2	2
31 鳥取県	5	8	0	0	5	18	0	0	0	0	1	1	0	2	2
32 島根県	19	6	4	1	302	332	0	0	0	0	2	0	0	2	2
33 岡山県	80	18	3	0	161	262	1	1	0	2	0	2	0	2	4
34 広島県	93	30	23	0	0	146	9	1	2	12	3	0	0	3	15
35 山口県	122	38	21	7	23	211	10	1	1	12	2	1	2	5	17
36 徳島県	25	11	6	15	0	57	1	0	0	1	0	0	1	1	2
37 香川県	25	6	3	3	11	48	0	0	0	0	1	0	0	1	1
38 愛媛県	40	5	10	0	6	61	5	0	1	6	5	0	1	6	12
39 高知県	20	10	3	0	1	34	0	1	0	1	0	1	0	1	2
40 福岡県	132	53	40	0	0	225	6	5	0	11	1	2	0	3	14
41 佐賀県	25	5	8	0	11	49	3	0	0	3	0	0	0	0	3
42 長崎県	144	99	64	8	34	349	0	2	0	2	4	0	0	4	6
43 熊本県	115	8	2	0	0	126	5	0	1	6	0	0	0	0	6
44 大分県	24	2	3	3	0	32	5	0	0	5	4	0	0	4	9
45 宮崎県	47	9	7	0	71	134	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46 鹿児島県	52	9	5	17	0	83	3	1	0	4	3	2	0	5	9
47 沖縄県	47	13	16	0	22	98	2	0	0	2	1	0	0	1	3
合 計						17,087				426	148	34	15	197	623

* 群馬県、千葉県、神奈川県及び福井県の相談・問い合わせ件数の内訳については、確認中である。

* 神奈川県及び大阪府の契約締結件数の内訳については、未定である。

* 神奈川県の相談・問い合わせ件数及び契約締結件数、大阪府の契約締結件数については、平成11年10月以前のものを含む。

4/25/2001

専門員・生活支援員数

2000/5/29

	(1) 専門員	(2) 生活支援員
計	379	6,635
北海道	15	707
青森県	6	104
岩手県	9	88
宮城県	9	134
秋田県	3	104
山形県	8	48
福島県	7	168
茨城県	3	81
栃木県	8	92
群馬県	11	400
埼玉県	13	212
千葉県	8	246
東京都	28	141
神奈川県	15	87
新潟県	3	274
富山県	4	54
石川県	5	80
福井県	4	45
山梨県	7	64
長野県	11	117
岐阜県	5	101
静岡県	10	220
愛知県	20	311
三重県	9	121
滋賀県	10	18
京都府	4	227
大阪府	18	46
兵庫県	8	235
奈良県	3	48
和歌山県	8	54
鳥取県	3	110
島根県	9	130
岡山県	10	145
広島県	9	202
山口県	8	290
徳島県	7	57
香川県	6	42
愛媛県	5	83
高知県	6	67
福岡県	4	293
佐賀県	5	62
長崎県	9	89
熊本県	2	82
大分県	6	81
宮崎県	6	44
鹿児島県	7	186
沖縄県	5	45

*専門員は国庫補助の他、県・市の補助分も含む。

	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県
都道府県庁所在地名 コード	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
福祉サービス利用補助 利用料設定方法 金額/a(円)	a	c	e	a	a	a	a	a	a	a	a	e	e	e	e	e	e
福祉サービス利用補助 金額/a以外(円)	1200	【定額払 い】月(4回 まで)300 0円(5回以 降は1回に つき、750 円)、【個 別払い】1 回目1000 円、2回目 以降一回	1000		1500	1500	1000	1時間 900円	800	1時間 800円	基本料1回 400円、 1時間800 円	1時間 1000円	1時間まで 1000分、 以降30分 ごとに500 円ずつ加 算		1時間あたり 1000 円、以後3 0分毎に4 00円	1500	1時間まで 650円、以 後30分毎 に325円 を加算。定 額交通費と して600 円、事務費 100円
日常的金融管理サービス 利用料設定方法 日常的金融管理サービス 金額/a(円)	a	c	e	a	a	a	a	e	a	a	a	e	e	e	e	e	e
日常的金融管理サービス 金額/a以外(円)	1200	月3000円 (4回ま で)。 月1000円 追加一回 あたり750 円				1500		1時間 900円	800	1時間 800円		1時間 1000円	①通帳を 本人保管 1時間まで 1000円 ②通帳を 社協保管 1時間まで 2500円 以降30分 ごとに500 円		1時間あたり 1000 円、以後3 0分毎に4 00円	1500	1時間まで 650円、以 後30分毎 に325円 を加算。定 額交通費と して600 円、事務費 100円
書類等預かりサービス 利用料設定方法 書類等預かりサービス 金額/a(円)	a	c	b		d	a	a	b	a	a		a	b	e	b		
書類等預かりサービス 金額/a以外(円)	1回手続に つき1200 円 貸金庫を 利用する 場合別途 実費要	月3000円 (4回ま で)・月10 00円追加 一回あたり 750円	月200円			貸金庫利 用費用実 費	貸金庫利 用費用実 費	月500円	400円	貸金庫利 用費用の 実費(調整 中)		年間3000 円	月1000円		貸金庫利 用費用実 費	月300円	
生活支援員が訪問に要 する交通費	b	a	a	d	a	b	a	a	a	d		a	b	b	b	a	a

＜利用料設定の選択方法＞

a. 訪問回あたりの利用料を決めている
b. 訪問回数にかかわらず、月に一定の利用料を決めている
c. 月に○回までは一定の利用料。○回を超えた訪問については1回あたりの利用料を追加する
d. 生活支援員は、交通費のかからない範囲の近隣地域の訪問をしてもらっている
e. その他

＜生活支援員の交通費の選択肢＞

a. 生活支援員の報酬のなかに含まれている
b. 生活支援員の報酬とは別に実費を支払っている
c. 自転車や自動車などの移動手段を貸与しており、生活支援員の交通費負担はない
d. 生活支援員には、交通費のかからない範囲の近隣地域の訪問をしてもらっている
e. その他

神奈川県社会福祉協議会と大阪府社会福祉協議会との対応をとっているため、この表には含んでいない。

地域福祉増進事業 サービス毎の利用料金

都道府県社協名 コード	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県
福祉サービス利用補助 利用料設定方法	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	d	e	e	e	a
福祉サービス利用補助 金額/a (円)	1000						1200	1000	1000	1時間1000 円	1時間 1000円	1000円	1時間 1000円	1200円	1時間 1000円	1時間 1100円	
福祉サービス利用補助 金額/a以外 (円)		1時間あたり 1000円	1時間あたり 1000円	1時間 1000円	1時間 1000円	1時間 1000円											1500
日常的な金銭管理サービス 利用料設定方法	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	d	e	e	e	a
日常的な金銭管理サービス 金額/a (円)	1000						1200	1000			1時間 1000円	1000円	1時間 1000円			1時間 1100円	
日常的な金銭管理サービス 金額/a以外 (円)		1時間あたり 1000円	1時間あたり 1000円	1時間 1000円	1時間 1000円	1時間 1000円											1500
高齢者預かりサービス 利用料設定方法	b	a			a	e	b						d		e	a	b
高齢者預かりサービス 金額/a (円)																	
高齢者預かりサービス 金額/a以外 (円)	月500円	実費	設定なし	月500円	月2100円 移動交通 費750円/ 回	3000円/ 年	月250円						原則として 無料		貸金庫利 用費用等 実費	年5000円	月1500円
生活支援員が訪問に費 する交通費	a	a	b	a	a	a	a	a	b	b	e	e	a	b	b	b	a

<利用料設定方法の選択肢>

- a. 訪問1回あたりの利用料を決めている
b. 訪問回数にかかわらず、月に一定の利用料を決めている
c. 月に〇回までは一定の利用料。〇回を超えた訪問については1回あたりの利用料を追加する
d. 後付中
e. その他の方法

<生活支援員の交通費の選択肢>

- a. 生活支援員の報酬のなかに含まれている
b. 生活支援員の報酬とは別に実費を支払っている
c. 自転車や自動車などの移動手段を貸与しており、生活支援員の交通費負担はない
d. 生活支援員には、交通費のかからない範囲の近隣地域の訪問をもらっている
e. その他

* 神奈川県社協と大阪府社協については、利用料の設定を各基幹的社協ごとに行うなどの対応をとっているため、この表には含んでいない。

地域福祉権利擁護事業 サービス毎の利用料金

(平成12年2月現在)

都道府県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
都道府県庁所在地	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
福祉サービス利用開始 利用料設定方法	a	a	d	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a
福祉サービス利用開始 金額/a (円)	1870	1500円		1時間 1800円	1500円	1000	1時間30分 未済のとき 1530円、 1時間30分 超は30分 ごとに765 円+交通費 (往復距離 (km)×37 (円)加算	1000市400)	1700(熊本 市400)	1530	1時間 1870円	1200	1200
福祉サービス利用開始 金額/a以外 (円)													
日常的な金銭管理サービス 利用料設定方法	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a
日常的な金銭管理サービス 金額/a (円)	1870	1500円	1時間 1500円	1時間 1800円	1500円	1000	1時間30分 未済のとき 1530円、 1時間30分 超は30分 ごとに765 円+交通費 (往復距離 (km)×37 (円)加算	1000市400)	1700(熊本 市400)	1530	1時間 1870円	1200	1200
日常的な金銭管理サービス 金額/a以外 (円)													
書類等預かりサービス 利用料設定方法	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a
書類等預かりサービス 金額/a (円)													
書類等預かりサービス 金額/a以外 (円)													
生活支援員が訪問に要 する交通費	d		a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	b

＜利用料設定方法の選択肢＞
a. 訪問1回あたりの利用料を決めている
b. 訪問回数にかかわらず、月に一定の利用料を決めている
c. 月に〇回までは一定の利用料。〇回を超えた訪問については1回あたりの利用料を追加する
d. 検討中
e. その他の方法

＜生活支援員の交通費の選択肢＞
a. 生活支援員の報酬のなかに含まれている
b. 生活支援員の報酬とは別に実費を支払っている
c. 自転車や自動車などの移動手段を貸与しており、生活支援員の交通費負担はない
d. 生活支援員には、交通費のからない範囲の近隣地域の訪問をもらっている
e. その他

* 神奈川県社協と大塚府社協については、利用料の設定を各基幹的社協ごとに行うなどの対応をとっているため、この表には含んでいない。

自治体における利用料減免制度の実施状況（例）

自治体名	実 施 状 況
仙台市	所得税非課税者について、利用料を免除。仙台市社協が負担。
横須賀市 相模原市 大和市 厚木市	所得税額により利用料を4段階設定（利用支援、日常的金銭管理サービスについて）。各市社協が負担。 ・ 生保受給者又は所得税非課税者 無料 ・ 所得税額が30,000円以下の者 月額 2,500円 ・ " 30,000円以上140,000円以下の者 月額 5,000円 ・ " 140,000円以上の者 月額 10,000円
石川 県	住民税非課税世帯について、要望があった場合、1回の訪問毎に利用料から600円を減免する。県社協が負担。 * 利用料は、1回1時間1,350円（1時間を超えた場合、30分毎に325円を加算。
金沢 市	全ての利用者につき、利用料が1回当たり400円となるよう、差額を負担。市社協が負担。
三重 県 （実施予定）	住民税非課税世帯について利用料を免除。 * 県社協と市区町村社協が1/2ずつ負担（500円）。県社協負担分については県が補助。各市町村に対して市町村社協への助成を行うよう依頼する予定。）

地域福祉権利擁護事業において生活支援員が行う
預貯金等の管理について

平成12年6月6日
厚生省社会・援護局

- 1 本人が使用している口座に多額の預貯金がある場合には、日常生活費のみを取扱う専用口座（想定する金額は、最高50万円程度）を開設することとしている。
→生活支援員の扱う金銭は、一定の金額に限定される。

なお、仮に多額の預貯金を管理する必要がある場合は、本制度ではなく、成年後見制度によることとする。

地域福祉権利擁護事業の目的は、生活支援員が利用者の生活を支えることにある。

- 2 日常生活費のみを取扱う専用口座からの支出についても、生活支援員はその都度、専門員に報告する等、所要の内部牽制を行うこととしている。
- 3 なお、仮に生活支援員が預貯金の持ち出し等の不祥事を起こした場合には、実施主体である社会福祉協議会が利用者に対して責任を負うことになる。